

慣行の取扱いについて(協定項目12)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 町章、町民憲章、町花、町木等については、新町において新たに定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新町において新たに定めるものとする。
- 3 表彰制度については、新町において新たな制度を創設するものとする。

平成15年2月20日提出

平成15年3月31日提出

大島郡合併協議会





会長 中本 富夫

平成15年3月31日 確認

大島郡合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 2 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	1 町章、町民憲章、町花、町木等については、新町において新たに定めるものとする。 2 各種宣言については、新町において新たに定めるものとする。 3 表彰制度については、新町において新たな制度を創設するものとする。		

現 況				調整の具体的内容
久賀町	大島町	東和町	橋町	
町章（昭和5年） 	町章（昭和27年） 	町章（昭和35年5月10日） 	町章（昭和40年3月11日） 	新町において新たに定める。  新町において新たに定める。
町民憲章（昭和48年1月1日） わたしたちは自然と伝統に恵まれた久賀町民です 祖先の心を受けつぎ明るく住みよい町づくりをめざして次のことを誓います 1 自然を愛し環境を整え美しい町をつくります。 1 勤労をとうとび力を合わせ豊かな町をつくります。 1 人にめいわくをかけずだれにも親切にしうるおいのある町をつくりまします。 1 生命をたいせつにし健康の増進に努め健やかな町をつくります。 1 若い力を育て教養を高め伸びゆく町をつくります。	町民憲章（昭和57年11月5日） わたしたち大島町民は、恵まれた自然とすぐれた伝統に誇りをもち、しあわせなあすを開くために、次のことを誓います。 1 わたしたちは、たがいに尊敬しあい、明るい町をつくりましょう。 1 わたしたちは、自然をまもり、美しい町をつくりましょう。 1 わたしたちは、よく働き、豊かな町をつくりましょう。 1 わたしたちは、ともに助けあい、しあわせな町をつくりましょう。	町民憲章（昭和60年4月5日） 美しい自然と厚い人情に誇りをもつわたくしたち東和町民は、豊かであたたかいふるさつをつくるために、この憲章を定め実践に努めます。 1 たがいに敬い助けあいあたたかいまちをつくります。 1 自然をまもり環境をととのえ美しいまちをつくります。 1 働けるよるこびを生きがいに豊かなまちをつくります。 1 心もからだも健やかにしあわせなまちをつくります。 1 とともに学び教養をたかめ伸びゆくまちをつくります。	町民憲章（昭和60年11月1日） わたくしたち橋町民は、美しい自然と、輝かしい先人の偉業に誇りをもち、より豊かな明日のまちづくりをめざして次のことを誓います。 1 力を合わせ、きれいな海と山をまもります。 1 すすんで学び、心豊かな人になります。 1 心もからだも健やかに、明るい家庭をつくります。 1 やさしい心で、ふれあいの輪をひろげます。 1 働くことによるこびをもち、伸びゆくまちをつくります。	

大島郡合併協議会の調整内容

協議事項	1 2 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	1 町章、町民憲章、町花、町木等については、新町において新たに定めるものとする。 2 各種宣言については、新町において新たに定めるものとする。 3 表彰制度については、新町において新たな制度を創設するものとする。	

現 況				調整の具体的内容
久賀町	大島町	東和町	橘町	
<p>「町木」「町花」 町木 くろがねもち (昭和60年11月3日) 町花 みかんの花 (昭和60年11月3日)</p> <p>宣言 町木、町花(昭和60年6月10日議会決議、昭和60年11月3日町制80周年記念式典で宣言)</p>	<p>「町木」「町花」 町木 つつじ (昭和54年) 町花 さくら (昭和54年)</p> <p>宣言 「ふるさと大島」の土地と自然を守る憲章 平成10年3月15日定例会 (・・・今を生きる私たち大島町民と大島をふるさととする人々が共通の理念に立って、すばらしい自然と土地の保全と活用に努め、「ふるさと大島」の生き生きとした姿を後世に伝承するために、次の目標を掲げ地域をあげて努力することを誓うものである。・・・)</p> <p>大島町議会の政治倫理に関する決議 平成12年9月22日定例会 議員は、主催者たる町民から町政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、いやしくも町民に対し疑惑の念を生じさせることのないよう政治に携わる者として責任と良心に基づいて政治活動を行うものとする。 ここに、大島町議会の権威と名誉を守り、地方自治の本旨に基づく議会制民主主義と主導的発展のため、政治倫理の確立に関し決議する。 一、以下略</p>	<p>「町木」「町花」 町木 さくら (昭和57年6月1日) 町花 みかんの花 (昭和57年6月1日)</p> <p>宣言 「福祉の町宣言」 昭和60年6月11日定例会</p>	<p>「町木」「町花」 町木 ウバメガシ (昭和60年11月1日) 町花 みかんの花 (昭和60年11月1日)</p> <p>宣言 オール振替納税の町宣言 昭和62年12月10日宣言式典 (議決なし) 交通安全宣言の町 平成13年4月5日宣言 (議決なし)</p>	<p>新町において新たに定める。</p> <p>新町において新たに定める。</p>

大島郡合併協議会の調整内容

協議事項	1 2 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	<p>1 町章、町民憲章、町花、町木等については、新町において新たに定めるものとする。</p> <p>2 各種宣言については、新町において新たに定めるものとする。</p> <p>3 表彰制度については、新町において新たな制度を創設するものとする。</p>	

現 況				調整の具体的内容
久賀町	大島町	東和町	橋町	
	<p>名誉町民（要 議会の同意）</p> <p>3名うち物故者3名</p> <p>大島町選奨規則 目的 この規則は、大島町の自治並びに住民の福祉増進に関し顕著な功労があった者又は団体の選奨について定めることを目的とする。 選奨基準 町長は、次の事項を基準として、別に委嘱する選考委員の意見を聴いて選奨を行う。 自治、産業、教育及び文化の振興、社会福祉その他公益事業に尽くし、功労が顕著な者 町民の模範として賞揚に値する特別な業績又は篤行があった者 公共団体その他の団体で顕著な業績があった者 芸術文化団体で活動の顕著なもの その他町長が選奨に値すると認める者 選奨方法 選奨は、選奨状及び金品又は感謝状を授与して行う。</p>	<p>名誉町民（要 議会の同意）</p> <p>2名うち物故者1名</p> <p>東和町選奨規則 目的 この規則は、東和町の住民の福祉の増進に関し、顕著な功労のあった者又は団体に対する選奨について、定めることを目的とする。 選奨基準 町長は、東和町の住民若しくは東和町に主たる事務所を有する団体又はこれらのもの以外のもので東和町に特に縁故がある者若しくは団体で次の各号の1に該当するものに対して選奨を行う。 地方自治、産業、教育、文化、社会福祉その他公益事業に尽くし、顕著な功労があった者 町民の模範として賞揚に値する業績があったもの 公共的団体又はその他の団体でその事業につき顕著な功績のあったもの 前各号に掲げるもののほか、選奨に値する業績があったもの 選奨の方法 選奨は、選奨状及び金品又は選奨状を授与して行う。</p>	<p>名誉町民（要 議会の同意）</p> <p>2名うち物故者2名</p> <p>橋町選奨規則 目的 この規則は、町の振興及び公共の福祉に関し顕著な功労のあった者又は団体に対する選奨について定めることを目的とする。 選奨基準 町長は、橋町の住民若しくは橋町に主たる事務所を有する団体又はこれらのもの以外のもので橋町に特に縁故がある者若しくは団体で次の各号の1に該当するものに対して選奨を行う。 地方自治、産業、福祉、保健衛生、体育、社会、教育、文化その他公益事業に尽くし、顕著な功労があったもの 町民の模範として賞揚に値する業績があったもの 公共的団体又はその他の団体でその事業により顕著な功績のあったもの 前3号に掲げるもののほか、選奨に値する業績があったもの 選奨の方法 選奨は、選奨状及び金品又は選奨状を授与して行う。</p>	<p><b>表彰制度</b> 新町において新たな制度を創設する。</p>

	<p><b>選奨期日</b> 選奨は、町長が適当と認める期日に行う。</p> <p><b>公表</b> 選奨を行ったときは、住所、氏名、選奨の事由その他必要な事項を大島町広報に登載して公表する。</p>	<p><b>選奨期日</b> 選奨は、町長が適当と認める期日に行う。</p> <p><b>公表</b> 選奨を行ったときは、住所、氏名、選奨の事由その他必要な事項を東和町広報に登載して公表する。</p>	<p><b>選奨期日</b> 選奨は、町長が適当と認める期日に行う。</p> <p><b>公表</b> 選奨を行ったときは、住所、氏名、選奨の事由その他必要な事項を橘町広報に登載して公表する。</p>	
--	---	---	--	--